# 平成20年度 環境配慮契約に関するアンケート調査 集計結果

## 1. 調査概要

#### 1-1 調査の目的

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価して、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とするいわゆる環境配慮契約は「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法)が施行されたことにより、各地方公共団体で取組が始まりつつある。公共機関自らの事務による排出を削減する率先実行の必要性、公共部門(日本経済の 1/4 弱)の買い支えによる環境配慮型市場への転換、厳しい財政事情の下、トータルコストを勘案した効率的な予算の活用などの意義のもと地方公共団体は、今後この環境配慮契約を一層拡大していくことが求められている。本調査は、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を調査し、今後の環境配慮契約法の契約方策検討の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

#### 1-2 調査の設計

調査対象:全国 1,852 地方公共団体(平成 20 年 11 月 20 日現在)
 (47 都道府県、17 政令指定都市、789 区市、999 町村)

環境担当部局または調達担当部局

- · 調査時期:平成20年11月~平成20年12月
- ・ 調査方法:各地方公共団体に対し、宅配便配布、メール及び郵送回収(一部、FAX での回答含む)

#### 1-3 設問の概要

設問の概要は以下の通り。

【表 I 設問の概要】

問番号	設問	問番号	設問
問 1	環境配慮契約法の認知度	問 2	契約方針の策定状況
問 3-1	契約方針の位置づけ	問 3-2	契約方針の公表状況
問 4-1	電力の購入に係る契約の取組状況	問 4-2	電力の購入に係る契約の評価方法・評価項目
問 4-3	電力の購入に係る契約の障害	問 4-4	電力の購入に係る契約の実施状況
問 5-1	自動車の購入に係る契約の取組み状況	問 5-2	自動車の購入に係る契約の評価項目
問 5-3	自動車の購入に係る契約の障害	問 5-4	自動車の購入に係る契約の実施状況
問 6-1	ESCO事業の実施状況と契約方式	問 6-2	ESCO事業に係る省エネルギー診断の実施状況
問 7-1	建築に係る契約の環境配慮型プロポーザル方式を制度化状況	問 7-2	建築に係る契約の実施状況
問 7-3	建築に係る契約の障害	問 8	環境配慮契約に取り組む上での阻害要因
問 9-1	環境配慮契約の推進を主管する部署	問 9-2	環境配慮契約の推進を主管する部署名等
問 10	環境配慮契約に際して参考にしているもの	問 11	環境配慮契約の効果
問 12	環境配慮契約の進展のために必要な取組	問 13	4 つの分野以外の環境配慮契約
問 14	国の基本方針の見直すべき点	問 15	環境配慮契約全般に関する意見、要望等
問 16	問い合せ先	_	

<sup>※</sup>用語の変更 アンケート調査時では温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を「推進方針」としていたが、ここでは「契約方針」に変更した

## 1-4 回答の概要

回収数は 1,239 サンプル、回収率は 66.9%であった。規模別の回収数は、【表 II】を参照。 今回の報告にあたっては、下表の区分による規模別の集計を行っている。

【表Ⅱ 地方公共団体の規模別の回収数】

	発送数	回収数	回収率(%)
都道府県・政令指定都市	64	64	100. 0
区市	789	571	72. 4
町村	999	604	60. 5
合計	1, 852	1, 239	66. 9

<sup>※</sup>政令指定都市については、平成20年度時点の17都市で集計。

※調査票の発送は、平成 20 年 11 月 20 日現在の地方公共団体の編成に基づくものであり、それ以降の市町村合併は反映されていない。

## 1-5 集計の概要

集計にあたっては、表IIに示した地方公共団体の規模別集計を基本とし、継続して調査している設問については、過去の調査との比較を行っている。

また、割合等の集計結果については、四捨五入の関係で、合計が必ずしも一致しない場合がある。

# 2. 調査結果

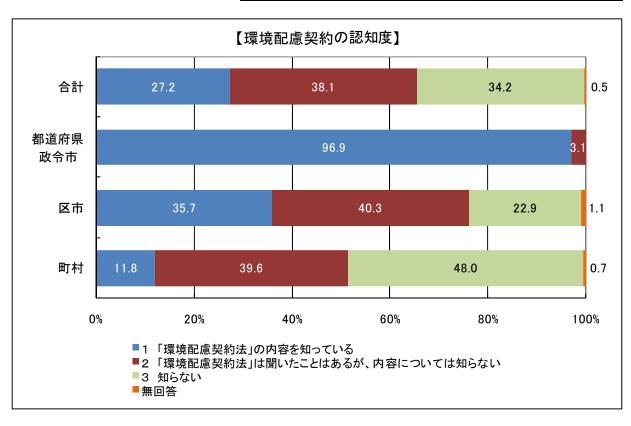
## 環境配慮契約法の認知度

問1 「環境配慮契約法」を知っていますか。

環境配慮契約法の内容を知っていると回答した全体の割合は 27.2%となった。都道府県・政令市では 96.9%とほとんどにおいて知られている。一方、町村では 48.0%が知らないと回答しており、環境配慮契約法の認知度は高いとはいえない。

表 環境配慮契約法の認知度

		内 1	に聞 2	3		
		容	つい			
		を「	いたっ	知	無	
	14-	知 環	てこ環	6	7115	
	件	つ境	はと境	な		
		て配	知は配	い		
団体の分類		い慮	らあ慮		回	
		る 契	なる契			
	数	約	いが約			
		法」	法 法		答	
		_	内一			
		の	容は			
A =1	1239	337	471	421	10	
合 計	100%	27. 2%	38. 1%	34. 2%	0. 5%	
初 岗 应 目	64	62	2	0	0	
都道府県、政令市	100%	96.9%	3. 1%	_	-	
□ ±	571	204	230	131	6	
区市	100%	35. 7%	40. 3%	22. 9%	1. 1%	
m- ±±	604	71	239	290	4	
町村	100%	11. 8%	39.6%	48. 0%	0. 7%	

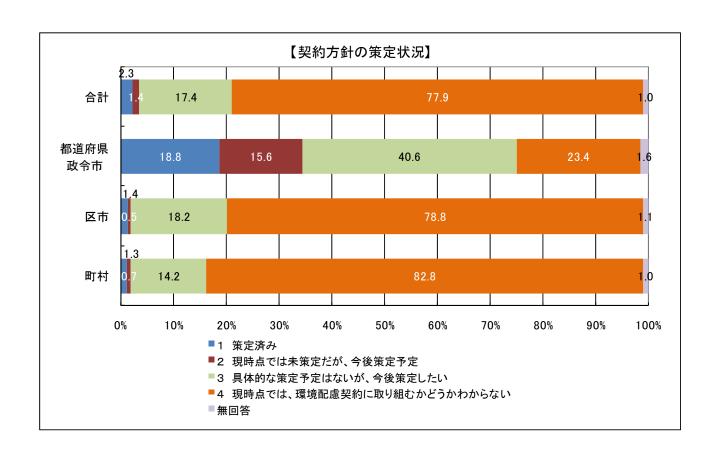


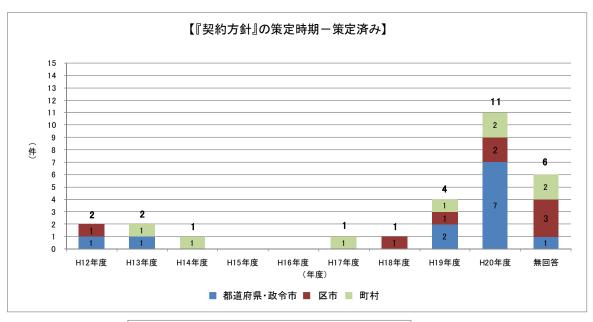
## 契約方針の策定状況

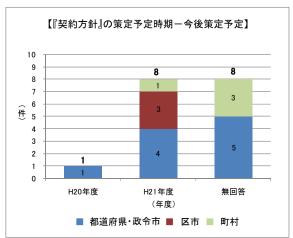
問2 『契約方針』の策定時期又は策定予定時期はいつごろですか。

契約方針を既に策定していると回答した割合は 2.3%であった。都道府県・政令市の約8割が策定済み及び今後策定を予定しているのに対し、区市、町村では現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からないとしているのが8割に及んでいる。

	表	契約方針の策定状況								
団体の分類	件数	1 策定済み	が、今後策定予定2 現時点では未策定だ	いが、今後策定したい3 具体的な策定予定はな	からない 契約に取り組むかどうかわ 4 現時点では、環境配慮	無回答				
合 計	1239	28	17	216	965	13				
	100%	2. 3%	1. 4%	17. 4%	77. 9%	1.0%				
都道府県、政令市	64	12	10	26	15	1				
10 但 的 乐、 政 节 印	100%	18. 8%	15.6%	40.6%	23. 4%	1.6%				
区市	571	8	3	104	450	6				
וו א	100%	1. 4%	0. 5%	18. 2%	78. 8%	1. 1%				
m- ++	604	8	4	86	500	6				
町村	100%	1.3%	0. 7%	14. 2%	82. 8%	1.0%				







## 契約方針の位置づけ

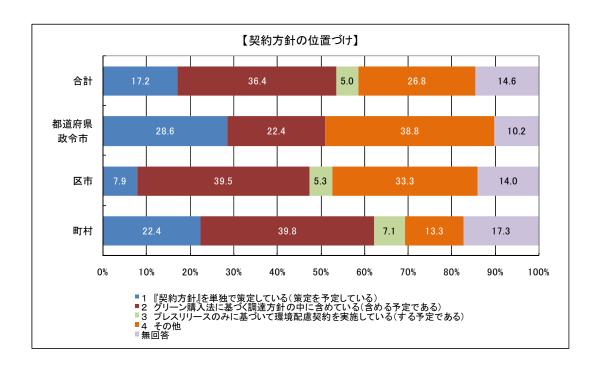
問3 問2で「1」、「2」または「3」と回答した団体への調査 問3-1 『契約方針』はどのような位置付けですか。

表 契約方針の位置づけ

『契約方針』を単独で策定している(または予定)と回答したのは全体の17.2%であった。全体で割合が一番多いのはグリーン購入法の調達方針の中に含めた位置づけであり、36.4%となった。

その他としては「地球温暖化対 策実行計画」の中に含める(4件)、 IS014001 に位置付け(1件)、未 定(26件)などがあった。

		るし1	る達 2	るい3	4					
		<sup>)</sup> て	予方	へて						
		いー	定針グ	す環プ	そ					
団体の分類		る 契	でのリ	る境レ	の	無				
	件	へ 約	あ中「	予配ス	他					
		策 方	るにン	定慮リ						
		定針	含購	で契り		回				
団体の方規		を <sup>□</sup> 予を	め入	あ約「						
			て法	るをス						
	数	定 単	いに	) 実の						
		し独	る基	施み		答				
		てで	~づ	しに						
		い策	含く	て基						
		定	め調	いづ						
숨 計	261	45	95	13	70	38				
	100%	17. 2%	36.4%	5.0%	26.8%	14. 6%				
都道府県、政令市	49	14	11		19	5				
10 但 的 示 、 政 节 门	100%	28. 6%	22. 4%	_	38.8%	10. 2%				
□ ±	114	9	45	6	38	16				
区市	100%	7. 9%	39. 5%	5. 3%	33. 3%	14.0%				
E+ ++	98	22	39	7	13	17				
町村	100%	22. 4%	39. 8%	7. 1%	13. 3%	17. 3%				



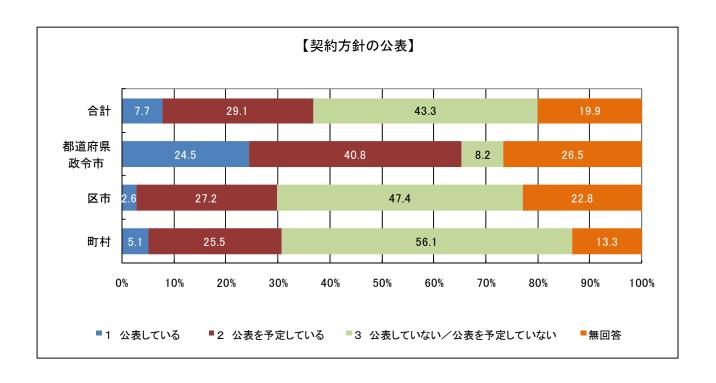
## 契約方針の公表状況

問3-2 『契約方針』を公表(または公表を予定)していますか。

契約方針を策定済みまたは策定予定と回答した 261 団体のうち、その契約方針を公表していると回答した割合は全体の 7.7%となった。都道府県・政令市でも公表済みは 24.5%であり、これから公表予定としたのは 40.8%であった。

表 契約方針の公表状況

団体の分類	件数	1 公表している	2 公表を予定している	表を予定していない3 公表していない/公	無回答
合 計	261	20	76	113	52
	100%	7. 7%	29. 1%	43. 3%	19. 9%
都道府県、政令市	49	12	20	4	13
	100%	24. 5%	40. 8%	8. 2%	26. 5%
区市	114	3	31	54	26
	100%	2. 6%	27. 2%	47. 4%	22. 8%
	98	5	25	55	13
町村	100%	5. 1%	25. 5%	56. 1%	13.3%

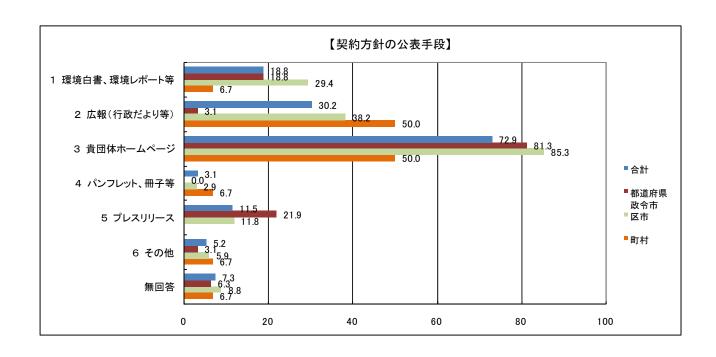


## 問3-2 公表している場合の公表手段

契約方針の公表手段として一番多く選択されているのはホームページによる公表であり、公表した 96 団体の 72.9%であった。続いて多かったのが広報 (行政だより等) であったが、これは都道府県・政令市では1件のみと少なく、区市、町村での割合が高かった。

表 契約方針の公表手段

		1	2	3	4	5	6	
団体の分類	件数	環境白書、環境レポート等	広報(行政だより等)	貴団体ホームページ	パンフレット、冊子等	プレスリリース	その他	無回答
	96	18	29	70	3	11	5	7
合 計	100%	18. 8%	30. 2%	72. 9%	3. 1%	11. 5%		7. 3%
都道府県、政令市	32	6	1	26		7	1	2
1110 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11	100% 18.8% 3.1% 81.3% 0.0%		21. 9%	3. 1%	6. 3%			
区市	34	10	13	29	1	4	2	3
_ ·r	100%	29. 4%	38. 2%	85. 3%	2. 9%	11. 8%	5. 9%	8. 8%
町村	30	2	15	15	2		2	2
., 11	100%	6. 7%	50.0%	50.0%	6. 7%	-	6. 7%	6. 7%



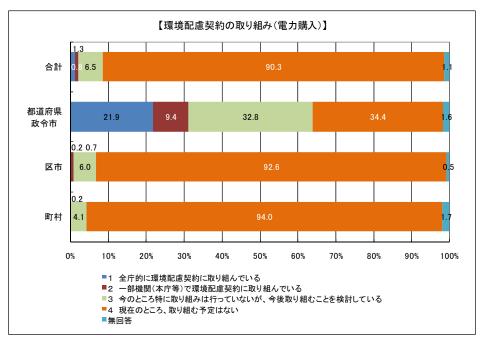
## 電力の購入に係る契約の取組状況

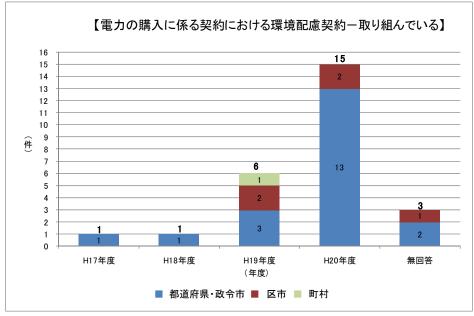
問4-1 電力の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組んでいますか。

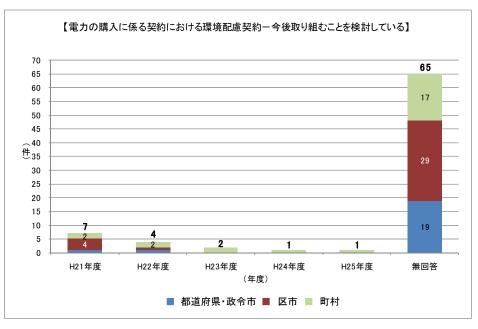
電力の購入に係る契約に取り 組んでいる団体は 2.1% (全庁的 な取組 1.3%、一部での取組 0.8%)となった。区市、町村で は、現在のところ、取り組む予定 はないと答えた割合が 90%を超 えた。

表 電力の購入に係る契約の取組状況

		1	ん2	今 3	4	
			で	後		
		全	いー	取今	現	
		庁	る部	りの	在	
		的	機	組と	の	
		15	関	むこ		無
	1.1	環	_	ころ	こ	
	件	境	本	と特	ところ、	
		配	庁	をに	`	
		慮	等	検 取	取	
団体の分類		契		討り	IJ	
団体の方類		約	で	し組	組	回
		ΙC	環	てみ	む	
		取	境	いは	予	
	数	Ŋ	配	る行	定	
	<i>3</i> X	組	慮	っ	は	
		ん	契	て	な	答
		で	約	い	い	
		()	15	な		
		る	取	い		
			IJ	が、		
			組			
合 <b>計</b>	1239	16	10	80	1119	14
н п	100%	1. 3%	0.8%	6. 5%	90. 3%	1.1%
都道府県、政令市	64	14	6	21	22	1
即是所来、政门印	100%	21. 9%	9.4%	32. 8%	34. 4%	1.6%
区市	571	1	4	34	529	3
ارا جا	100%	0. 2%	0. 7%	6.0%	92. 6%	0. 5%
m- ++	604	1		25	568	10
町村	100%	0. 2%	_	4. 1%	94. 0%	1. 7%







## 電力の購入に係る契約の評価方法・評価項目

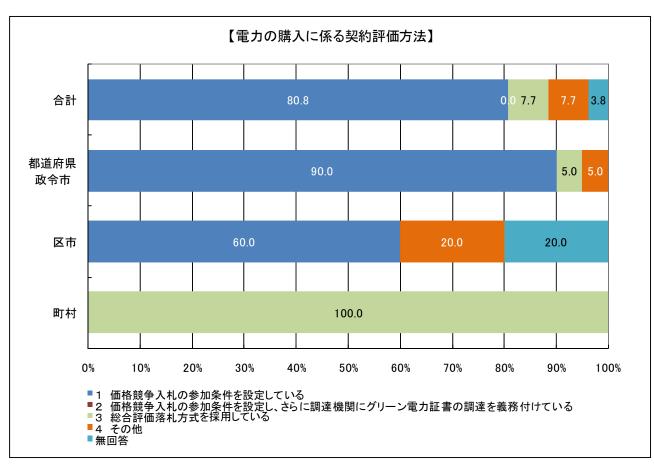
問4-2 問4-1で「1」または「2」と回答された団体への調査 どのような評価方法、また、どのような項目を評価に使用していますか。

電力の購入に係る契約の評価方法は価格競争入札の参加条件を設定していることが最も多く80.8%であった。

その他の回答には価格競争 入札の参加条件を設定し、さら に調達機関に環境価値の調達 を義務付けている(1件)があった。

表 電力の購入に係る契約の評価方法

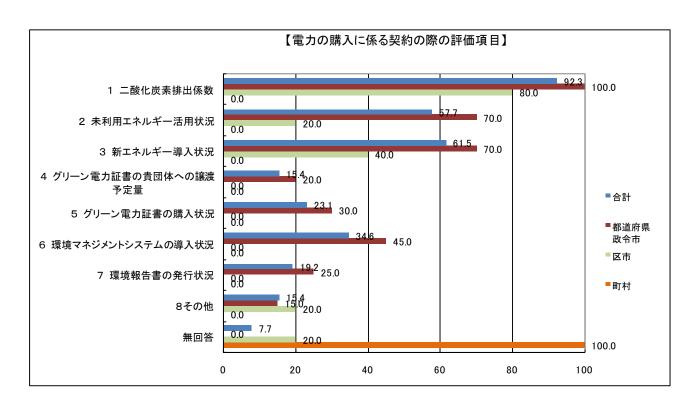
団体の分類	件	ている 1 価格競争入札の参	書の調達を義務付けてし、さらに調達機関に2 価格競争入札の参	3 総合評価落札方式	4 その 他	無回
	数	加条件を設定し	いる グリー ン電力証 加条件を設定	を採用している		答
合 計	26	21		2	2	1
	100%	80.8%	_	7. 7%	7. 7%	3. 8%
都道府県、政令市	20	18		1	1	
	100%	90.0%	_	5. 0%	5. 0%	_
区市	5	3			1	1
- "	100%	60.0%	_		20.0%	20.0%
町村	1			1		
-11	100%	-	_	100.0%	-	_



電力の購入に係る契約の評価項目の状況は以下の表のようになった。二酸化炭素排出係数価格競争入札の参加条件を設定していることが最も多く 92.3%であった。

表 電力の購入に係る契約の評価項目

		1	2	3	の 4	5	導 6	7	8	
					譲		入			
		=	未	新	渡グ	グ	状 環	環	そ	
		酸	利	エ	予リ	ij	況 境	境	の	無
	件	化	用	ネ	定		マ	報	他	
		炭	ᄑ	ル	量ン	ン	ネ	告		
		素	ネ	ギー	電	電	ジ	書		
団体の分類		排	ルギ	塔	力	力	メ	の。		回
		出係	ギー	導 入	証書	証 書	ン	発 行		
	数	数	活	状	音   の	一	トーシー	1」 状		
	<i>3</i> X	<b>3X</b>	用	況	貴	購	ス	況		
			状	<i>)</i> ,	団	入	テー	<i>)</i> ,		答
			況		体	状	Ĺ			
			,,,,		~	況	の			
A =1	26	24	15	16	4	6	9	5	4	2
合 計	100%	92. 3%	57. 7%	61.5%	15. 4%	23. 1%	34. 6%	19. 2%	15. 4%	7. 7%
都道府県、政令市	20	20	14	14	4	6	9	5	3	
<b>印坦</b>	100%	100.0%	70.0%	70.0%	20.0%	30.0%	45. 0%	25.0%	15.0%	_
区市	5 4 1 2	2					1	1		
رار جا	100%	80.0%	20.0%	40.0%	_	_	-	_	20.0%	20.0%
町村	1									1
ш」 <b>个</b> 기	100%	-	_	_	_	_	-	-	-	100.0%



	問4-2 その他の回答									
日生の八杯	電力の購入に係る契約									
団体の分類 	評価方法	評価項目								
	価格競争入札の参加条件を設定し、さらに調達機関 に環境価値の調達を義務付けている。									
都道府県		グリーン購入ネットワークへの加入状況。								
政令市		当地域への森林の機能増進活動への参加状況。								
		当自治体が推進する緑化推進事業への参加状況。								
		当自治体内における環境教育への貢献。								
市区町村	排出係数等と価格。									

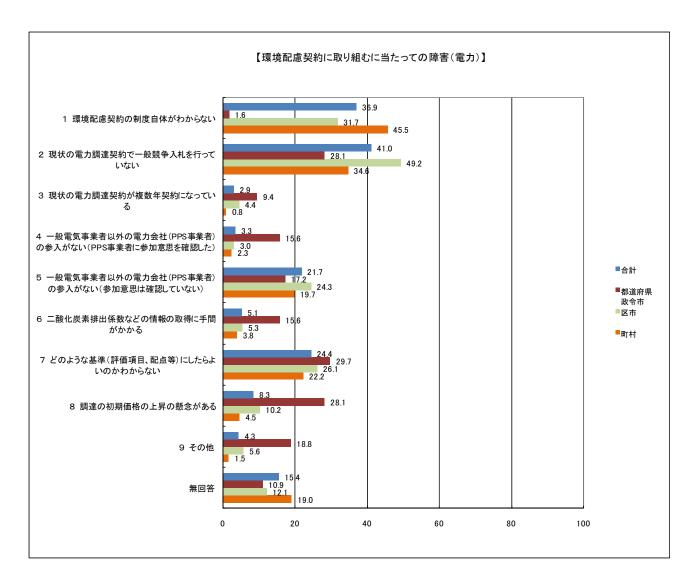
## 電力の購入に係る契約の障害

問4-3 電力の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていること はありますか。

電力の購入に係る環境配慮契約を行う際に障害となっている原因は、「電力の調達契約で一般競争入札を行っていない」であり、全体の 41.0%の回答があった。環境配慮契約の制度自体が分からないという回答が 36.9%、どのような基準にしたらよいかわからないという回答が 24.4%と環境配慮契約の理解が進んでいないことなどが障害となっていると考えられる。

表 電力の購入に係る契約の障害

		1	2	3	参 4	参 5	る 6	の 7	8	9	
		т <u>ш</u>	тв	18	入 が <i>ー</i>	入 が <i>ー</i>	=	かたば	<b>=</b> ⊞	2	
		環境	現 状	現 状	かーな般	かーな般	酸	わど かの	調達	その	
		配	か の	1A の	い電	い電	化	か の ら よ	の	他	
		慮	電	電	〜気	〜気	炭	なう	初	اك	
		契	カー	力	P事	参事	素	いな	期		無
		約	調	調	P 業	加業	排	基	価		
	件	の	達	達	S 者	意者	出	準	格		
		制	契	契	事 以	思以	係	$\overline{}$	の		
		度	約	約	業外	は外	数	評	上		
		自	で	が	者の	確の	な	価	昇		
団体の分類		体	-	複	に電	認電	ど	項	の		回
12 PF 47 77 AR		が	般	数	参力	しカ	の	貝	懸		
		ゎ	競	年	加会	て会	情		念		
		か	争	契	意 社	い社	報	配	が		
	No.	6	入	約	思へ	なへ	の	点	あっ		
	数	ない	札	に	を P 確 P	い P	取	等	る		
		۱ ۲۰	を 行	なっ	認S	S	得 に	ΙΞ			
			ے ا	7	心事	事	手	し			答
			7	い	た業	業	間	た			
			i l	る	た業 ) 者 )	者	が	'n			
			な		5		か	よ			
			()		စ	စ	か	い			
Δ ₹	1239	457	508	36	41	269	63	302	103	53	191
合 計	100%	36. 9%	41.0%	2. 9%	3. 3%	21. 7%	5. 1%	24. 4%	8. 3%	4. 3%	15. 4%
都道府県、政令市	64	1	18	6	10	11	10	19	18	12	7
印坦州东、以下巾	100%	1. 6%	28. 1%	9.4%	15. 6%	17. 2%	15. 6%	29. 7%	28. 1%	18. 8%	10. 9%
区市	571	181	281	25	17	139	30	149	58	32	69
ker ili	100%	31. 7%	49. 2%	4. 4%	3.0%	24. 3%	5. 3%	26. 1%	10. 2%	5.6%	12. 1%
町村	604	275	209	5	14	119	23	134	27	9	115
шј ተነ	100%	45. 5%	34. 6%	0.8%	2. 3%	19. 7%	3. 8%	22. 2%	4. 5%	1. 5%	19.0%



	問 4-3 その他の回答					
団体の分類	障害					
	電力の購入先として選択できる事業者の数がもともと極めて少なく、競争できるのは本庁舎など一部庁舎に限られる。					
	PPS事業者が一社のみで、供給量が少ない。					
	PPSは県内に事業所がないことから、日常的な契約・維持管理等への迅速な対応に不安がある他、災害時に復旧対					
	応の連携連絡が不十分となる可能性がある。					
都道府県	既に企業局から (新エネ等電気である) 水力発電による電力を一部調達している。 WTO案件の入札に入札参加業者へ制限したくないため。					
政令市						
	電力会社の前年度の実績が公表される時期が遅い。					
	一般電気事業者の排出係数が最も低いため、実施しても排出係数が下がる可能性がない。					
	関係部署が多く調整に困難を伴う。					
	PPS事業者の参入が不明 (参加意志を照会)。					

	問 4-3 その他の回答
団体の分類	障害
	新しい制度のため、内容をよく吟味し検討したい。
	今後、予定も含めて検討。
	入札契約方式の整備。
	事業者が一社に限られている。
	現時点で検討されていないため不明。
	本庁舎は、ESCO事業の効果確認のため、来年度末まで同じ電力会社と契約。
	送配電の信頼性。
	災害時等に安定した電力供給が行われるか不安。
	省エネ対策を実施している。
	平成20年度一般競争入札で参加業者は1社(東京電力)であった。
	環境配慮契約の方法が、各省庁・都などで裾切りに関して相違があり、統一されていない。また、グリーン電力との
	相関も考慮する必要がある。
	グリーン購入の推進について具体化がされていない。
	電力の購入に係る契約がない。
	まだ、検討していない。
市区町村	複数の事業者が競争に加われるのか不明。
山區町町	近隣にPPS事業者がいない。
	一般電気事業者以外の電力会社が周辺に存在しない。
	継続契約。
	電気事業者が限られている。
	電力業者が東京電力以外にない。
	安定供給の不安。
	具体例として本庁舎の電力の供給契約があるが、通常の一般契約とは異なり、特別高圧電力や夜間電力、ピークカッ
	ト契約など、現状の庁舎の電力使用料を極力抑える契約を結んでいる中、入札という風に一般化することが難しい。
	また、安定供給や災害時の対応が不明瞭である。
	PPS事業者がない。
	制度を知らなかった。
	現在、一般競争入札を行っているが、環境配慮契約法を考慮し、仕様書の見直しを行う予定である。
	煩雑さと効果のバランスが悪い。
	合併を控え、合併先の制度に併せる為単独では考えてない。
	業者がないため。
	水力発電のため。

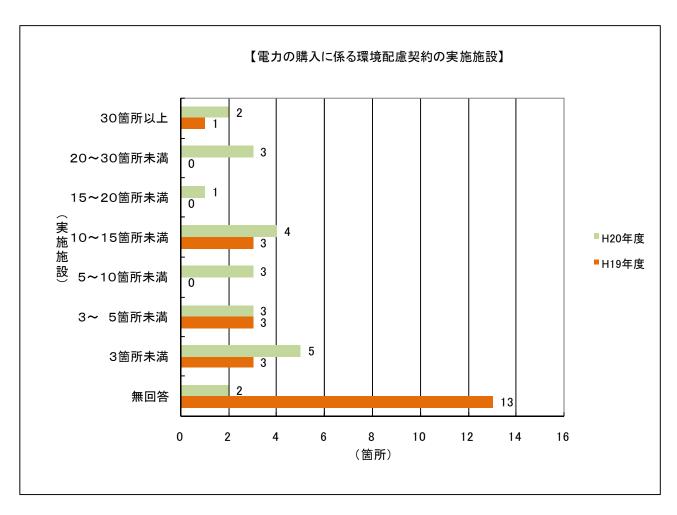
# 電力の購入に係る契約の実施状況

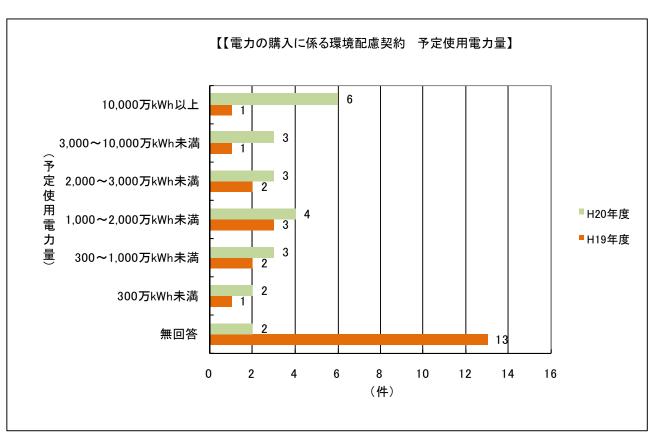
問4-4 平成19年度又は平成20 年度に、電力の購入に係る契約において、 環境配慮契約を実施した実績又は実施 する予定がありますか。

電力の購入に係る契約の実績がある と答えた割合は全体の 1.9%とまだま だ、取組が進んでいない。

## 表 電力の購入に係る契約の実施状況

	件	あ	な	無
団体の分類	数	る	い	回答
A €1	1239	23	1110	106
合 計	100%	1. 9%	89. 6%	8.6%
都道府県、政令市	64	19	45	
即坦州东、政节川	100%	29. 7%	70. 3%	0.0%
区市	571	4	527	40
	100%	0. 7%	92. 3%	7.0%
m+ ++	604		538	66
町 村	100%	-	89. 1%	10. 9%





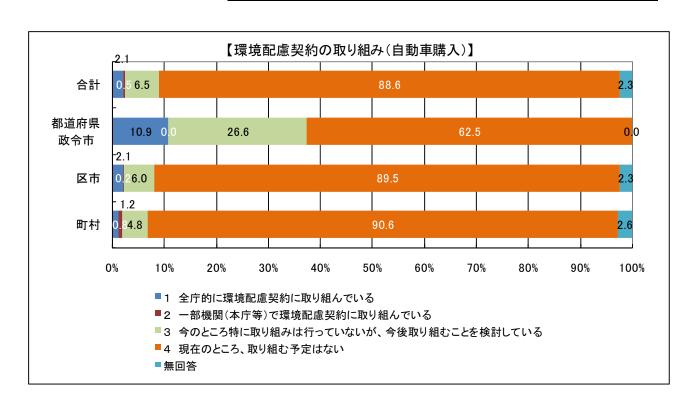
## 自動車の購入に係る契約の取組み状況

問5-1 自動車の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組んでいますか。

自動車の購入に係る契約に おいて環境配慮契約に取り組 む予定が現在のところないと 答えた割合は全体の 88.6%と なった。都道府県・政令市でも 取り組む予定がないという回 答が 62.5%となり、取組は進 んでいないことが分かった。

表 自動車の購入に係る契約の取組み状況

団体の分類	件数	取り組んでいる1 全庁的に環境配慮契約に	境配慮契約に取り組んでいる2.一部機関(本庁等)で環	組むことを検討しているは行っていないが、今後取り3 今のところ特に取り組み	予定はない4 現在のところ、取り組む	無回答
合 <b>計</b>	1239	26	6	80	1098	29
п	100%	2. 1%	0. 5%	6. 5%	88. 6%	2. 3%
都道府県、政令市	64	7		17	40	
即坦州东、政节川	100%	10. 9%	0.0%	26.6%	62. 5%	0.0%
E +	571	12	1	34	511	13
区市	100%	2. 1%	0. 2%	6.0%	89. 5%	2. 3%
m- +4	604	7	5	29	547	16
町村	100%	1. 2%	0.8%	4. 8%	90. 6%	2. 6%



## 自動車の購入に係る契約の評価項目

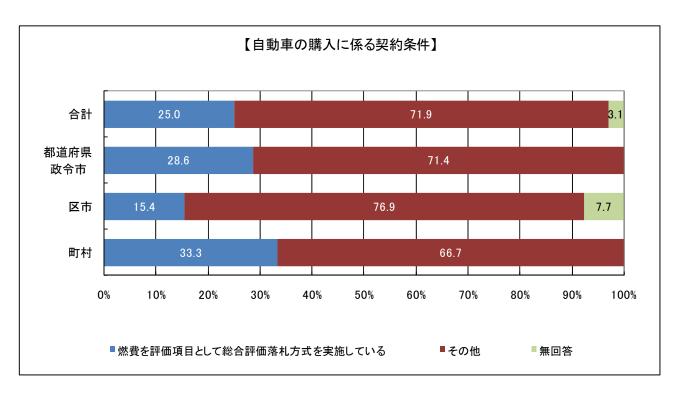
問5-2 問5-1で「1」または「2」と回答された団体への調査 自動車の購入に係る契約において**どのような評価方法ですか**。

自動車の購入に係る契約を行っている と回答した 32 団体のうち、評価項目で燃 費を評価項目として総合評価落札方式を 実施していると答えたのは25%であった。

その他として、仕様書に環境配慮事項を 盛り込む(4件)、星3コ以上+低燃費の車 両であることを条件に、価格競争(1件) などがあった。

表 自動車の購入に係る契約の評価項目

団体の分類	件数	方式を実施しているとして総合評価落札1 燃費を評価項目	2 そ の 他	無回答
슴 計	32 100%	<u>8</u> 25. 0%	23 71. 9%	<u>1</u> 3. 1%
都道府県、政令市	7 100%	28.6%	5 71. <b>4</b> %	_
区市	13 100%	2 15. 4%	10 76. 9%	1 7. 7%
町村	12 100%	33.3%	8 66. 7%	_



	問 5 - 2 その他の回答				
田井の八額	自動車の購入に係る契約				
団体の分類	評価方法				
	庁用自動車に係る導入要綱を定め低公害車と主に低燃費車も優先導入することとしている。				
	八都県市指定低公害車の基準で環境負荷及び燃費性能等。				
都道府県	公用車への低公害、低燃費車導入方針、目標100%。				
政令市	グリーン購入法に基づく国の「特定調達品目」の判断基準を満たしているもの。				
	可能な限り低排出ガス、低燃費の自動車を購入することとし、購入手続きの前に担当課との事前協議が必要となる。				
	低公害車導入計画。				
	排出ガス規制等を仕様書に盛り込んでいる。				
	ハイブリット車などを購入するように努力している。				
	仕様書に環境対策事項を記載。				
	星3コ以上+低燃費の車両であることを条件に、価格競争。				
	入札の際、仕様書に明記。				
市区町村	燃料基準達成車及び低排出ガス車、両方を評価項目として購入している。				
III E MI TI	庁内の検討委員会で車種の決定を行う。				
	車種もハイブリッドと指定している。				
	低排出ガス認定車や燃費。				
	燃費を考慮して車種を選定した。				
	仕様書にて天然ガス、八都県市指定低公害、良低排出ガスなど指定して指名競争入札。				
	車輌の減、及び更新車輌を小型化し、燃費の向上を図る。				
	燃費及び環境適合基準を参考に優秀な車種を選定している。				

## 自動車の購入に係る契約の障害

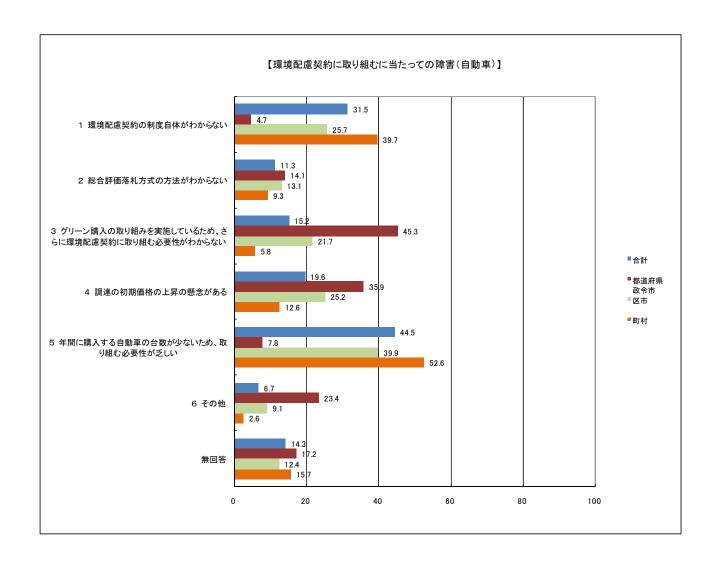
問5-3 自動車の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。

表 自動車の購入に係る契約の障害

自動車の購入に係
る契約の障害は、制
度自体の理解ができ
ていないという回答
の割合が一番多く
31.5%となった。

既にグリーン購入の取組が進んでいる都道府県・政令市からは、さらに環境配慮契約に取り組む必要性がわからないというの割合を占めた。

		な 1	な 2	りて3	る 4	な 5	6	
		い	い	組い		い		
		環	総	むるグ	調	た年	そ	
		境	合	必たり	達	め間	の	無
		配	評	要めー	の	`1=	他	<del>///</del>
	件	慮	価	性 `ン	初	取 購		
		契	落	がさ購	期	り入		
		約	札	わら入	価	組す		
団体の分類		の	方	かにの	格	むる		回
		制	式	ら環取	の	必自		
		度	の	な境り	上	要 動		
	数	自	方	い配組	昇	性 車		
		体	法	慮み	の	がの		
		が	が	契を	懸	乏台		答
		わ	わ	約実	念	し数		
		か	か	に施	が	いが		
		ら	ら	取し	あ	少		
A =1	1239	390	140	188	243	551	83	177
合 計	100%	31. 5%	11. 3%	15. 2%	19.6%	44. 5%	6. 7%	14. 3%
都道府県、政令市	64	3	9	29	23	5	15	11
10 担	100%	4. 7%	14. 1%	45. 3%	35. 9%	7. 8%	23. 4%	17. 2%
区市	571	147	75	124	144	228	52	71
וו בי	100%	25. 7%	13. 1%	21. 7%	25. 2%	39. 9%	9. 1%	12. 4%
m+ ++	604	240	56	35	76	318	16	95
町村	100%	39. 7%	9. 3%	5. 8%	12. 6%	52. 6%	2. 6%	15. 7%



	間 5-3 その他の回答					
団体の分類	障害					
	「公用車への低公害車導入の基本的考え方」を定めており、実質的に環境に配慮した契約に取り組んでいる。環境					
	配慮契約について今後検討していく予定。					
	県独自の「茨城県低排出ガス低燃費自動車購入方針」を策定しているため取組む必要が乏しい。					
	契約方式変更の調整等が困難。					
	導入自治体が少ない。周辺自治体では電気自動車の購入などの施策方針を打ち出し、対応をしている。総合評価落					
	札方式の導入にあたって調整すべき事項が多い。ハイブリッド車とガソリン車の能力比較方法など。					
如关点用	必要台数の確保と予算の制約とのジレンマ。					
都道府県 政令市	現在、グリーン購入をベースに自動車の調達基準を設定している為、環境配慮契約法上の取組と調整が必要となっ					
ПСХ	ている。					
	車種ごとに標準点と加算点が示されていない。					
	神戸市公用車導入基準を策定・運用し、それをグリーン購入の取り組みに採用している。					
	関係部署が多く調整に困難を伴う。					
	購入条件に該当する車種が限られ、競争が成り立たない。					
	庁内関係課との調整。					
	原油高騰等社会情勢を考慮すると、必ずとも総合評価落札方式とおりになるとは言い難いため。					

	問 5-3 その他の回答
団体の分類	障害
	新しい制度のため、内容をよく吟味し検討したい。
	入札契約方式の整備。
	経費節減を主眼に、中古車の購入をしている。
	財政難であり自動車を購入する予定がない。
	総合評価落札方式への移行自体が少々障害があって進んでいない。
	予算が取れない。
	グリーン購入の取り組みを実施している。
	購入価格が高い。
	評価項目及び配点等が分からない。
	実際に購入した車両は環境配慮対応となっている。
	「熊谷市地球温暖化対策実行計画平成20年3月策定」の中で「熊谷市環境にやさしい自動車導入方針」を定めて
	いるので、当面はそれに基づく購入で充分かと考えているが、その判断が難しいところかと考える。
	車種ごとに単一メーカーの車種に偏る可能性があり、販売者ごとの競争ではなくなる。
	購入でなく、全てリース契約している。
	総合評価方式を実施する体制が整っていない。
	車両の小型化(排気量)、車両の削減など独自の取組。
	グリーン購入の推進について具体化されていない。
	入札仕様書に八都県指定低公害車であることを条件に付している。
	どのような基準(評価項目、配点等)にするべきか十分に検討する必要がある。
	当市で購入する車輌(ライトバン)等においては、選択の幅は少ない。
市区町村	EMSにおいて低公害車の導入手順を定めている。
11122-111	耐用年数が短いプリウスは、6年で帯電能力が劣化し交換となった。
	CNG車に限定している為、これ以上に取組む必要性を感じない。
	自動車環境管理計画に基づき全庁的に低公害車導入を進めている為あえて必要ないと考える。
	購入価格が割高になる。
	特装車(消防車、塵芥車)の情報取得が困難。
	本町では車両はほとんどがリース契約であり、購入は特殊車両に限られる。
	財源不足。
	市独自の低公害車導入指針を定めているので、取組む必要性が乏しい。
	総合評価方式を取り入れていない。
	評価として示された例が3つあるためわかりづらい。ソフトがダウンロードできることが望ましい。
	今後取り組むことを検討しているので、目下の所障害はない。
	購入価格が高め。
	燃費の良い軽自動車を優先的に購入しており、評価項目に入れなくても良いと考えている。
	リース解約時に排出ガス低減レベルを確認する程度。
	事務量の増加。
	総合評価方式での学識経験者の継続的な確保体制、意見聴取児の費用が不安。
	車両を指定している為。
	公用車の更新は購入でなく、リースで行っているため、リースにおいても環境配慮契約ができるかどうかわからな
	い。
	車種が少ない。
	所属ごとに購入しているため、主担当課がはっきりしない。

	間 5-3 その他の回答						
団体の分類	障害						
	財政、契約、調達等各方面の調整。						
	購入予算がない。						
	行政目的等が確実に達成できるように適切に勘案して入札条件を設定し、また入札参加者がそれ理解し、自動車を						
	選定することが困難。						
	全てリースとしている。但し、低排出を条件としている。						
	価格が高い。						
	メーカーが限定されている。						
	車種指定の購入契約。						
	財政状況が厳しい。						
	落札方式の具体的な設定の方法がわからない。						
	総合評価落札方式では時間がかかりすぎ、事務が煩雑。						
	平成21年度より公用車は基本的にリース契約とする為。						
	予算削減で新規購入予定が無。						
	合併を控え、合併先の制度に併せる為単独では考えてない。						
	購入しようとする自動車の仕様書に「燃費〇〇?/km以上」の等の項目を入れることにより、あえて総合評価方						
	式を採る必要はないと考える。						

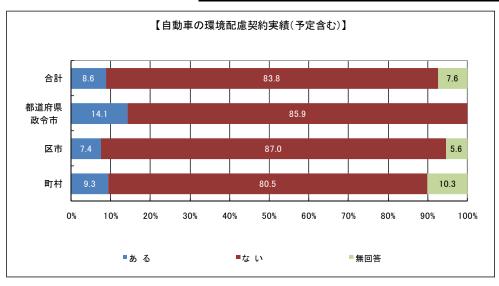
## 自動車の購入に係る契約の実施状況

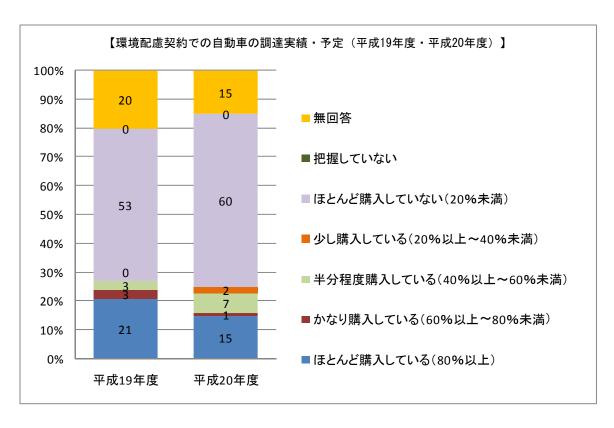
問5-4 平成19年度及び平成20年度に、自動車の購入に係る契約において、環境配慮契約で自動車を調達した実績又は平成20年度中に調達する予定がありますか。

自動車の購入に係る契約の実績がある(または予定)と答えた割合は全体の8.6%となった。そのうち、購入した全ての自動車のうち、環境配慮契約によって購入した自動車の割合が80%以上となったのは、平成19年度で21件、平成20年度で15件となった。

表 自動車の購入に係る契約の実施状況

団体の分類	件数	あ る	ない	無回答
合 計	1239	107	1038	94
	100%	8. 6%	83. 8%	7. 6%
都道府県、政令市	64	9	55	
	100%	14. 1%	85. 9%	_
区市	571	42	497	32
	100%	7. 4%	87. 0%	5. 6%
m- ++	604	56	486	62
町村	100%	9. 3%	80. 5%	10. 3%





#### ESCO事業の実施状況と契約方式

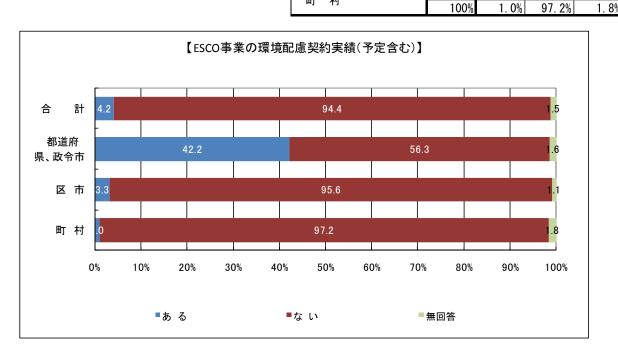
問6-1 平成16年度~平成20年度の間に、ESCO事業を実施した実績又は実施する予定がありますか。<br/>表 ESCO事業の実施状況と契約方式

ESCO事業を実施した実績(または予定)があると回答した割合は4.2%であった。

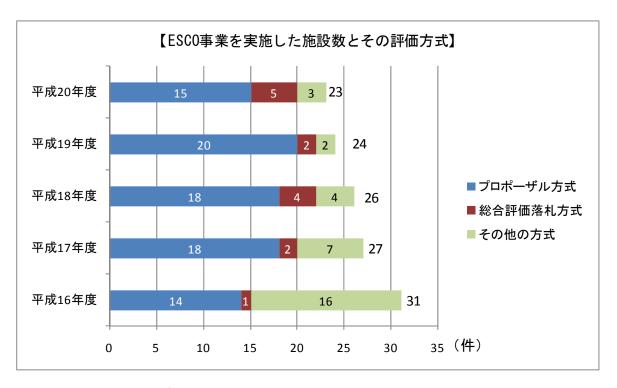
都道府県・政令市では 42.2%と半分にはやや 満たないが多くの自治体で取り組まれている。

また、ESCO事業を実施する際の契約方式はプロポーザル方式が年々増えている。

件 団体の分類 回 る () 数 答 1239 52 1169 18 計 合 100% 94.4% 1.5% 4. 2% 64 27 36 都道府県、政令市 100% 1.6% 42.2% 56.3% 571 19 546 6 区市 100% 3.3% 95.6% 1.1% 604 6 587 11



町 村



#### ESCO事業に係る省エネルギー診断の実施状況

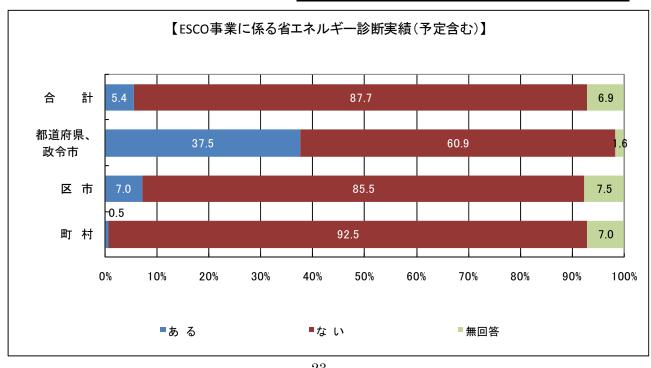
問6-2 平成19年度及び平成20年度に、ESCO事業に係る省エネルギー診断(簡易ESCO診 断、フィージビリティ・スタディ等)を実施した実績又は実施する予定がありますか。

施 (または予定) すると回答した割合は 5.4% となった。

都道府県・政令市では37.5%が「ある」と 回答した。

ESCO事業に係る省エネルギー診断を実 表 ESCO事業に係る省エネルギー診断の実施状況

	件	あ	な	無
団体の分類 	数	る	い	回 答
A €1	1239	67	1086	86
合 計	100%	5. 4%	87. 7%	6. 9%
都道府県、政令市	64	24	39	1
40 担府宗、以7 印	100%	37. 5%	60. 9%	1. 6%
区市	571	40	488	43
ф	100%	7.0%	85. 5%	7. 5%
m+ ++	604	3	559	42
町村	100%	0. 5%	92. 5%	7.0%



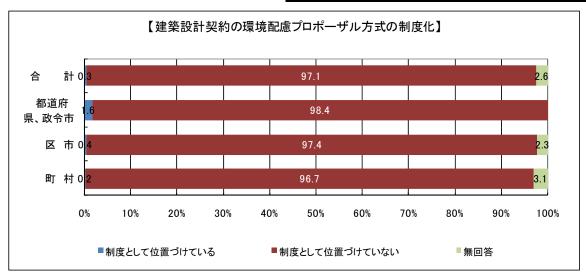
## 建築に係る契約における環境配慮型プロポーザル方式の制度化状況

問7-1 建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式(技術提案を求めるテーマに温室効果ガス等の削減に関する内容を含むプロポーザル方式)を制度として位置づけていますか。

建築設計に係る契約において、環境配慮型 プロポーザル方式を制度として位置づけ ている団体は非常に少なく、全体をみても 4件(0.3%)のみであった。

表 建築における環境配慮型プロポーザル方式の制度化状況

団体の分類	件数	づけている	づけていない制度として位置	無回答
合 計	1239	4	1203	32
	100%	0. 3%	97. 1%	2. 6%
都道府県、政令市	64	1	63	
即坦州宗、政节川	100%	1. 6%	98. 4%	_
区市	571	2	556	13
וו א	100%	0. 4%	97. 4%	2. 3%
m+ ++	604	1	584	19
町村	100%	0. 2%	96. 7%	3. 1%



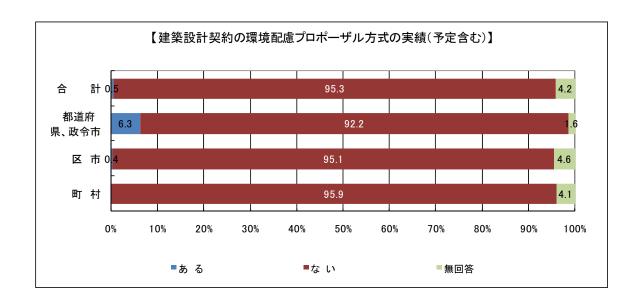
## 建築に係る契約の実施状況

問7-2 平成19年度及び平成20年度に、建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式を実施した実績又は実施する予定がありますか。

建築設計契約の環境配慮プロポーザル方式 を実施した(または予定)の例は非常に少なく、 全体の 0.5%となった。

表 建築設計契約の環境配慮プロポーザル方式の実績

四件の八年	件あ		な	無
団体の分類	数	る	い	回 答
A ₹1	1239	6	1181	52
合 計	100%	0. 5%	95. 3%	4. 2%
都道府県、政令市	64	4	59	1
即坦州东、政节川	100%	6. 3%	92. 2%	1. 6%
区市	571	2	543	26
الا کا	100%	0. 4%	95. 1%	4.6%
町村	604		579	25
四] 个引	100%	-	95. 9%	4. 1%



#### 建築に係る契約の障害

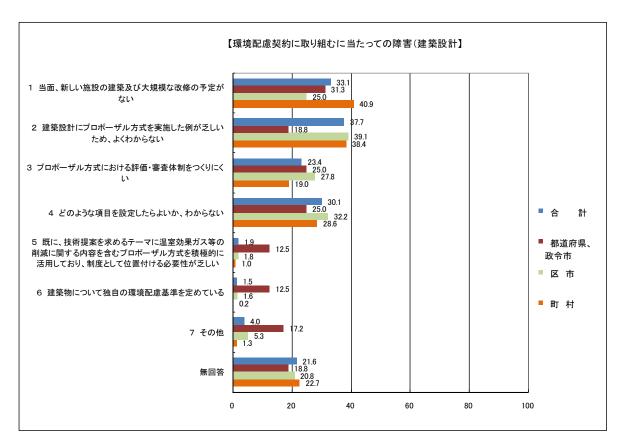
問7-3 建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害になっていることはありますか。

建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害になっていることは「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない」が 37.7% となっているのに次いで、「当面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」が 33.1% となった。

その他の意見として「入札時の仕様は環境に配慮した内容にしており、プロポーザル方式にする必要性がない」(1 件)「仕様書には環境配慮について明記しているので、制度としての必要性を感じていない。」(2 件)「何が障害かわからない」(6 件) などがあった。

表 建築設計契約の環境配慮プロポーザル方式の実績

		模 1	い施 2	審 3	か 4	性し含温 5	準 6	7	
		な	し	査	`	がてむ室	を		
		改当	た建	体プ	わど	乏おプ効既	定 建	そ	
		修面	例 築	制口	かの	しり口果に	め築	の	無
		の `	が設	をポ	らよ	い゛ポガ゛	て物	他	<del>////</del>
	件	予 新	乏計	つー	なう	制しス技	いに		
		定し	しに	くザー	いな	度ザ等術	るつ		
		がい	いプ	りル	項	とルの提	い		
団体の分類		な施	たロ	に 方	目	し方削案	て		
		い設	めポ	く式	を	て式減を	独		
		の	'	いに	設	位をに求	自		
	数	建	よザ	お	定	置積関め	の		
		築	くル	け	し	付極する	環		答
		及	わ方	る	た	け的るテ	境		
		び	か式	評	6	るに内し	配		
		大	らを	価	ょ	必活容マ	慮		
		規	な実		い	要用をに	基		
合 計	1239	410	467	290	373	24	18	49	268
	100%	33. 1%	37. 7%	23. 4%	30.1%	1. 9%	1. 5%	4. 0%	21.6%
都道府県、政令市	64	20	12	16	16	8	8	11	12
即追州东、政节川	100%	31.3%	18.8%	25. 0%	25.0%	12. 5%	12. 5%	17. 2%	18. 8%
区市	571	143	223	159	184	10	9	30	119
र ॥	100%	25. 0%	39. 1%	27. 8%	32. 2%	1. 8%	1. 6%	5. 3%	20. 8%
m- ++	604	247	232	115	173	6	1	8	137
町村	100%	40. 9%	38. 4%	19.0%	28.6%	1.0%	0. 2%	1. 3%	22. 7%



	問 7-3 その他の回答
団体の分類	障害
	公営住宅以外の新規の大規模建築の予定がない(公営住宅についても小規模)。
	プロポーザル方式を導入すると、設計に要する時間が多くかかってしまう。また、設計者の負担も増加することに
	なる。
	プロポーザル方式の契約自体が少ない。年2件程度。
都道府県	一般競争入札に取組んでおり、プロポーザル(随意契約の一種)の導入は困難。
政令市	プロポーザル方式を実施した例が少ない。プロポーザル方式を導入した場合、事務処理に時間を要する。
	評価項目、評価基準、判定基準の認定が困難。また判定結果をどう成果に反映するか、成果の評価をどう考えるの
	か、あいまいな点が多い。
	関係部署が多く調整に困難を伴う。
	予算の制約。
	新しい制度のため、内容をよく吟味し検討したい。
	制度が知られていない。
	独自の環境配慮基準としてCASBEE導入の可能性について検討中。
	設計工程の余裕がなくなる。
	省エネルギーに配慮したプロポーザルを行っており、温室効果ガス等の削減に関する内容にはなっていない。
	プロポーザル方式自体していない。
市区町村	入札制度の問題。
	人的余裕がない。
	理解不足。
	工事価格が上昇する懸念がある。
	契約、建築設計部門に未だ環境配慮型プロポーザル方式が認識されていないと思われる。
	設計選定にあたり、施設計画全体を含めたものとしており、環境配慮を分離して選定していないため。
	県の指導に基いて実施している。

	問7-3 その他の回答									
団体の分類	障害									
	担当課が建築設計を担当する課所ではないので、特殊性などがあり難しい。									
	実施予定がない。									
	省エネ型の資機材の採用や、屋上緑化等を特記仕様で指示している。									
	独自の環境配慮基準を定める予定である。									
	適用する案件がない。									
	プロポーザル方式による契約は考えていない。									
	プロポーザル方式が不明。									
市区町村	一般的にコストアップ要因となる。									
	環境配慮契約について各課の統一した方針がない。									
	入札時の仕様は環境に配慮した内容にしており、プロポーザル方式にする必要性がない。									
	環境配慮型プロポーザルを実施するための知識が乏しい。予算の関係もありよい提案が落札するとは限らない。									
	合併を控え、合併先の制度に併せる為単独では考えてない。									
	仕様書には環境配慮について明記しているので、制度としての必要性を感じていない。									
	価格競争性を重視。									

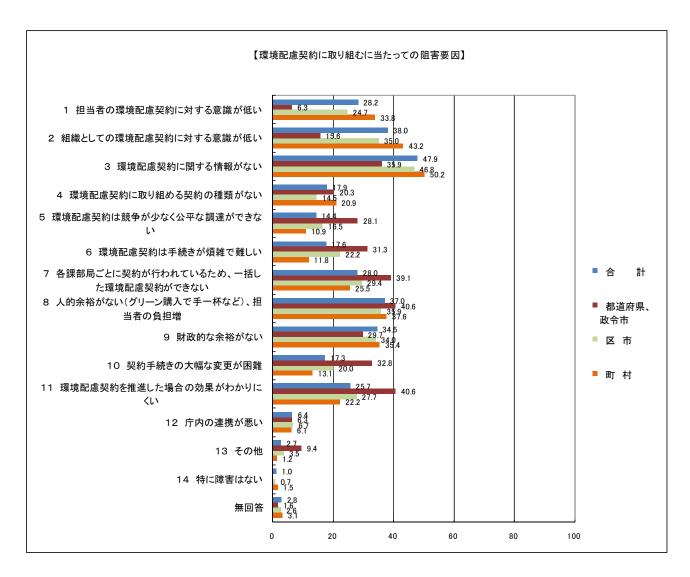
## 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

問8 環境配慮契約に取り組む上で、どのような阻害要因が考えられますか。

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因として挙げられたのは、環境配慮契約に関する情報が少ないことが 47.9%、次いで組織の意識が低いことが 38.0%、人的余裕がないという回答が 37.0%、財政的な余裕がないという回答が 34.5%となった。

表 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

		識	意 2		類 4	な	い 6	たフ	手	9	1	果 1	1	1	1	
		が 1	識	3	が	調 5		め	- 8		0	が 1	2	3	4	
		低	が組		な環	達	環	、各	杯	財	l	ゎ				
		い担	低 織	環	い境	が環	境	一課	な人	政	契	か環	庁	そ	特	
		当	いと	境	配	で境	配	括部	ど的	的	約	り境	内	の	IC.	無
	件	者	し	配	慮	き配	慮	し局	~ 余	な	手	に配	の	他	障	
		の	て	慮	契	な慮	契	たご	、裕	余	続	く慮	連		害	
		環	の	契	約	い契	約	環と	担が	裕	き	い契	携		は	
団体の分類		境	環	約	15	約	は	境に	当な	が	の	約	が		な	•
団体の万規		配	境	15	取	は	手	配 契	者い	な	大	を	悪		い	Ш
		慮	配	関	9	競	続	慮 約	の 〜	い	幅	推	い			
	ater	契	慮	す	組	争	き	契が	負グ		な	進				
	数	約	契	る	め	が	が	約行	担リ		変	し				
		15	約	情	る	少	煩	がわ	増		更	た				答
		対	15	報	契	な	雑	でれ	ン		が	場				_
		す	対	が	約	<	で	きて	購		困	合				
		る	す	な	の	公	難	ない	入		難	の				
		意	る	い	種	平	し	いる	で			効				
合 計	1239	349	471	593	222	178	218	347	458	427	214	318	79	33	13	35
	100%	28. 2%	38. 0%	47. 9%	17. 9%	14. 4%	17. 6%	28.0%	37.0%	34. 5%	17. 3%	25. 7%	6.4%	2. 7%	1.0%	2.8%
都道府県、政令市	64	4	10	23	13	18	20	25	26	19	21	26	4	6		1
<b>印</b> 担 府 宗 、 以 下 巾	100%	6.3%	15. 6%	35. 9%	20. 3%	28. 1%	31. 3%	39. 1%	40.6%	29. 7%	32. 8%	40.6%	6. 3%	9.4%	-	1.6%
E ±	571	141	200	267	83	94	127	168	205	194	114	158	38	20	4	15
区市	100%	24. 7%	35. 0%	46. 8%	14. 5%	16. 5%	22. 2%	29.4%	35. 9%	34.0%	20.0%	27. 7%	6. 7%	3. 5%	0. 7%	2.6%
m- ++	604	204	261	303	126	66	71	154	227	214	79	134	37	7	9	19
町村	100%	33. 8%	43. 2%	50. 2%	20. 9%	10. 9%	11. 8%	25. 5%	37. 6%	35. 4%	13. 1%	22. 2%	6. 1%	1. 2%	1. 5%	3.1%



	問8 その他の回答
団体の分類	障害
	プロポーザル方式における評価・審査体制を作りにくい。どのような項目を設定したらよいか、わからない。建築物について独自の環境配慮基準を定めている。
物类应用	電力の場合は、エネルギーの安定供給とのバランスも重要。
都道府県 政令市	グリーン購入を積極的に推進してきたため、従来の取組と環境配慮契約法に関する取組との調整が必要となっている。
	入札担当等他の部署と調整しながら進める必要があり、時間がかかる。
	関係部署が多く調整に困難を伴う。
	新しい制度のため、内容をよく吟味し検討したい。
	具体的な罰則がない。
	制度の知識がない。
	環境配慮契約は、町内の弱小業者の競争入札になじまない。
± 57 05 ++	制度内容・手続・効果等に関する情報が少ない。
市区町村	契約額が高くなる傾向になると考えがち。
	独自の方針を作る際の指標となるデータが少ない。
	温室効果ガスの排出量を算出できる事業所がどのくらいあるか。
	現在、総合評価落札方式導入を目指している為、評価の項目で重なることもある。
	環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっていない。

	問8 その他の回答
団体の分類	障害
	数値により効果が認められない場合、契約問題となるが争点としての判例蓄積がない。
	制度が分かりにくい。
	全庁的にグリーン購入に取り組んでおり、環境配慮契約によるメリットがはっきり見えていない。
	ISO14001に取り組んでいるため、必要性を感じない。
	制度的には整備していないが可能な限り環境配慮はしている。
	長期的なコスト吸収メリットはあるが、当面のイニシャルコスト優先という現実がある。
	どれくらいの事業者が環境配慮契約に対応できるかわからない。
市区町村	現在のところ環境配慮契約に取り組んでいないので回答できない。
	内容や省庁によって担当主管課が分散しており、環境に関する文書が分散して配布され、意識統一と事務の連携
	が取れにくい。
	環境に関する性能や項目は案件毎に個別の仕様で定めるので、契約制度の中に定める必要はないと思われる。
	「環境配慮契約」の制度自体知らなかったので、今後具体的にどの様に取り組んでいってよいのかまだ分からない。
	合併を控え、合併先の制度に併せる為単独では考えてない。
	取り組んでいないので回答できない。

## 環境配慮契約の推進を主管する部署

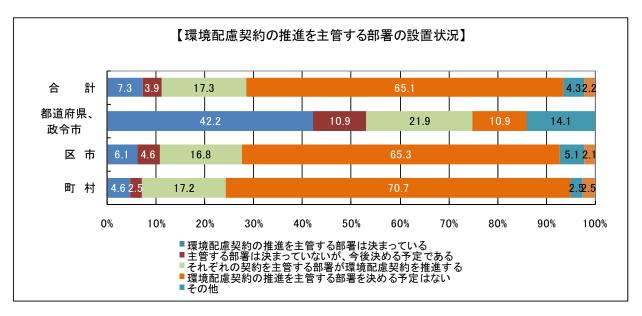
問9-1 環境配慮契約の推進を主管する部署は決まっていますか。

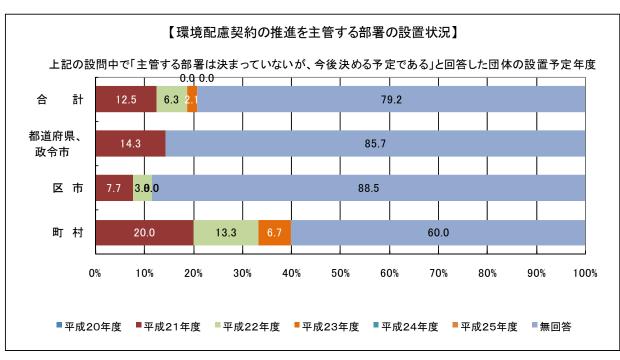
環境配慮契約の推進を主 管する部署が決まっている 割合は全体の 7.3%となっ た。

当面、その部署を決める 予定がないと答えた区市は 65.3%、町村は70.7%となった。

表 環境配慮契約の推進を主管する部署

		部 1	い2	は署と主3	管 4	5	
		署	な	`がに管	す		
		は環	い現	そ環゛す環	る当	そ	
		決 境	が在	の境そる境	部面	の	無
		ま配	`は	予配れ部配	署、	他	7110
	件	っ慮	今 主	定慮ぞ署慮	を環		
		て契	後 管	◯ 契れを契	決 境		
		い約	決す	約の定約	め配		_
団体の分類		るの	める	を契めの	る慮		回
		推	る部	推約ず推	予 契		
	264	進	予 署	進を`進	定 約		
	数	を	定は	す主契に	はの		
		主	で決	る管約つ	な推		答
		管 す	あま	〜 す 類 い	い進		
		す	るっ	又る型て	を		
		る	て	部ごは	主		
合 計	1239	90	48	214	807	53	27
	100%	7. 3%	3. 9%	17. 3%	65. 1%	4. 3%	2. 2%
都道府県、政令市	64	27	7	14	7	9	
即坦州东、以下中	100%	42. 2%	10. 9%	21. 9%	10. 9%	14. 1%	_
区市	571	35	26	96	373	29	12
111	100%	6. 1%	4. 6%	16. 8%	65. 3%	5. 1%	2. 1%
□ ±+	604	28	15	104	427	15	15
町村	100%	4. 6%	2. 5%	17. 2%	70. 7%	2. 5%	2. 5%





# 環境配慮契約の推進を主管する部署名等

問9-2 問9-1で「1」と回答された団体への調査。

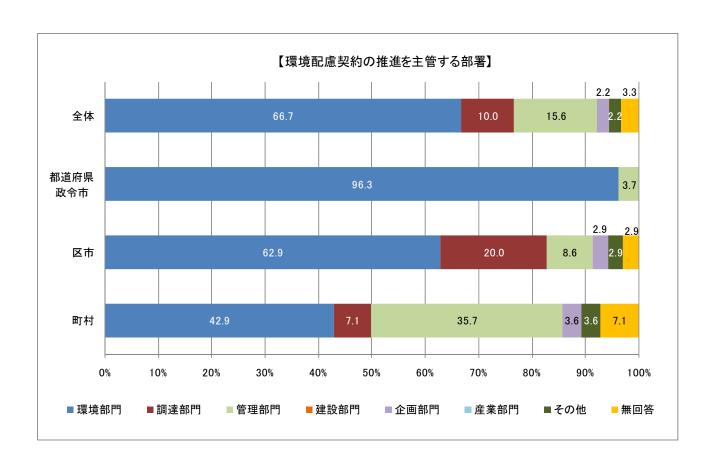
環境配慮契約の推進を主管する部署はどの部門ですか。またそれはグリーン購入法に基づく調達も主管していますか。

	問 9 一 2
団体の分類	具体的な部署名の例
都道府県 政令市	【部】 環境部、環境生活部、環境森林部、農政環境部 【課】 資源エネルギー課、環境政策課、環境森林政策課、環境対策課、 【室・G・係】 環境立県推進室、地球環境室
市区町村	【部】 環境部、環境生活部、環境森林部、農政環境部、生活環境部、市民生活部、財務部、市民部、環境都市推進部、環境下水道部 【課】 環境課、資源エネルギー課、環境政策課、環境森林政策課、環境対策課、環境保全課、住民税務課、環境企画課、環境水道課、総務課、財務課、環境推進課、契約検査課、契約課、環境衛生課、住民環境課、財政課、企画財政課、環境整備課、町民課、福祉環境課、産業政策課 【室・G・係】 環境立県推進室、地球環境推進室、管理契約G、環境推進係、契約検査室、契約調達室、契約管財係、契約監理係、

環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっていると答えた90団体のうち、それが環境部門であると答えた割合は66.7%となった。次いで管理部門が15.6%、調達部門が10.0%となった。

表 環境配慮契約の推進を主管する部門

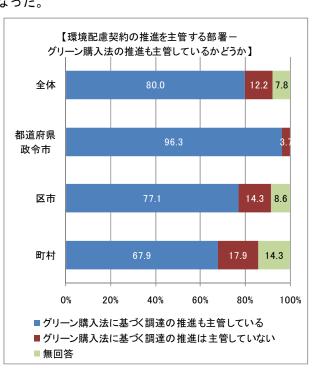
		1	2	3	4	5	7	8	
	件	環	調	管	建	企	産	その 他 2 - 2.2% 1 1% 2.9%	無
団体の分類		境 部	達 部	理 部	設 部	画部	業 部		回
	数	門	門	門	門	門	門	の 他 2 - 2.2% 	答
	90	60	9	14		2		2	3
合 計	100%	66. 7%	10.0%	15. 6%	_	2. 2%	_	2. 2%	3. 3%
都道府県、政令市	27	26		1					
即追州宗、政节川	100%	96. 3%	-	3. 7%	_	_	_	の 他 2 - 2.2% 1 6 2.9%	_
区市	35	22	7	3		1		1	1
וו א	100%	62. 9%	20.0%	8. 6%	_	2. 9%	0.0%	2. 9%	. 9% 2. 9%
Dr ++	28	12	2	10		1		1	2
町村	100%	42. 9%	7. 1%	35. 7%	_	3.6%	_	2. 2% 	7. 1%



環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっていると答えた 90 団体のうち、当該部署がグリーン購入法に基づく調達の推進も主管していると回答した団体は 80%となった。

表 環境配慮契約の推進を主管する部門 グリーン購入法の推進も主管しているかどうか

団体の分類	件数	達の推進も主管しているグリー ン購入法に基づく調	達の推進は主管していないグリー ン購入法に基づく調	無回答
合 計	90 100%	72 80. 0%	11 12. 2%	7. 8%
			12. 270	7.0%
都道府県、政令市	27	26	1	
即是仍未、政门巾	100%	96. 3%	3. 7%	_
区市	35	27	5	3
E III	100%	77. 1%	14. 3%	8.6%
m+ ++	28	19	5	4
町村	100%	67. 9%	17. 9%	14. 3%



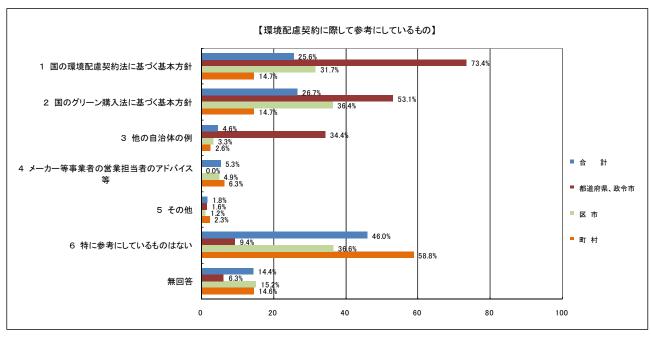
## 環境配慮契約に際して参考にしているもの

問10 環境配慮契約に際して参考にされているものは何ですか。

環境配慮契約に際して参考にしているものは、国の環境配慮契約法に基づく基本方針と答えた割合が全体の25.6%となった。都道府県・政令市では国の環境配慮契約法に基づく基本方針と答えた割合が73.4%となり、また他の自治体の例を参考にしていると回答した割合が34.4%となった。

表 環境配慮契約に際して参考にしているもの

		1	2	3	4	5	6	
団体の分類	件数	国の環境配慮契約法に基づく基本方針	国のグリーン購入法に基づく基本方針	他の自治体の例	メー カー 等事業者の営業担当者のアドバイス等	その他	特に参考にしているものはない	無回答
合 計	1239	317	331	57	66	22	570	179
- "	100%	25. 6%	26. 7%	4. 6%	5. 3%	1. 8%	46.0%	14. 4%
都道府県、政令市	64	47	34	22		1	6	4
	100%	73. 4%	53. 1%	34. 4%	-	1. 6%	9. 4%	6. 3%
区市	571	181	208	19	28	7	209	87
	100%	31. 7%	36. 4%	3.3%	4. 9%	1. 2%	36.6%	15. 2%
町村	604	89	89	16	38	14	355	88
,	100%	14. 7%	14. 7%	2. 6%	6. 3%	2. 3%	58. 8%	14. 6%



## 環境配慮契約の効果

問11 環境配慮契約によってどのような効果が現れていますか。

環境配慮契約の効果について、どの効果についても、どちらともいえないと回答した割合が多かった。都道府県・政令市においても同様に、どちらともいえないと回答した割合は多かったが、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」「職員の意識の啓発効果」「環境配慮型製品・サービスの普及効果」「企業の環境意識の向上」は「ほとんど実感しない+あまり実感しない」よりも「よく実感する+少し実感する」の方が多かった。

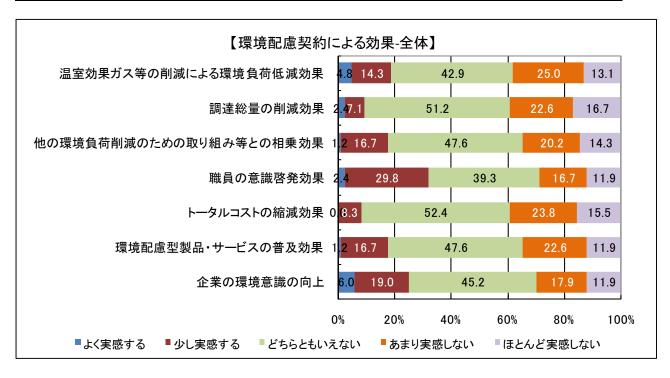
表環境配慮契約の効果

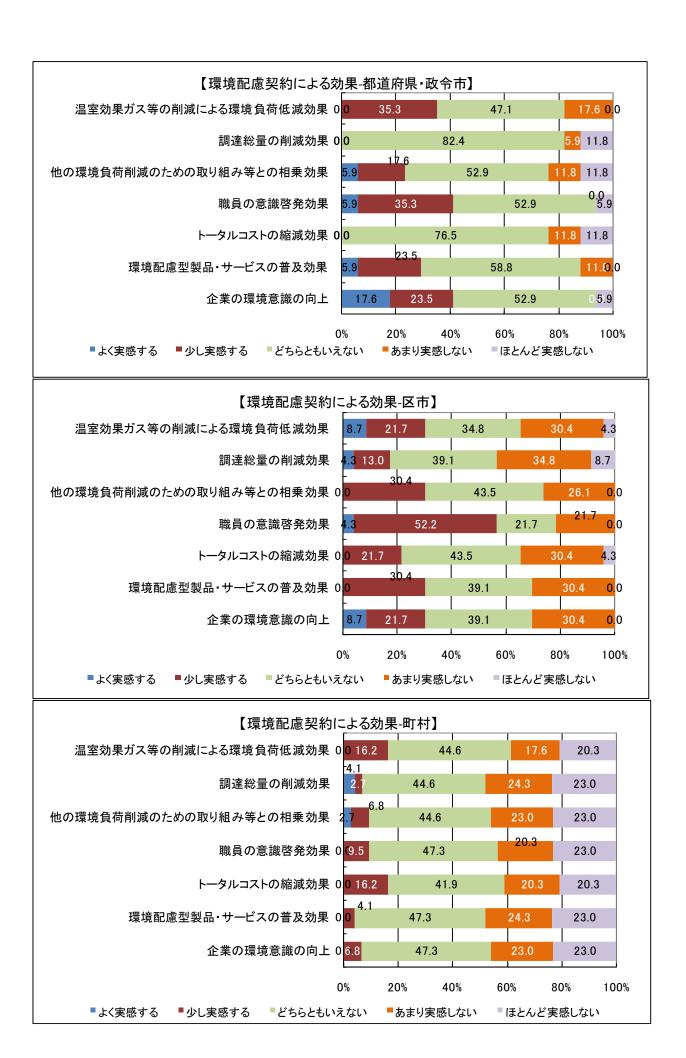
全体	件 数	よく実感す	少し実感す	いえないも	しない実感	感しない医とんど実
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	84 100%	4. 8%	12 14. 3%	36 42. 9%	21 25. 0%	11 13. 1%
調達総量の削減効果	84 100%	2. 4%	6 7. 1%	43	19 22. 6%	14 16. 7%
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	84 100%	1. 2%	14 16. 7%	40 47. 6%	17 20. 2%	12 14. 3%
職員の意識啓発効果	84 100%	2. 4%	25 29. 8%	33	14 16. 7%	10 11. 9%
トータルコストの縮減効果	84 100%		7 8. 3%	44 52. 4%	20	13 15. 5%
環境配慮型製品・サービスの普及効果	84 100%	1 1. 2%	14 16. 7%	40 47. 6%	19	10.0% 10.11.9%
企業の環境意識の向上	84 100%	5 6. 0%	16 19. 0%	38 45. 2%	15 17. 9%	10 11. 9%

都道府県・政令市	件 数	るく実感す	る 少し実感す	いえないも	しない実感	感しない
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	17 100%		35. 3%	8 47. 1%	3 17. 6%	-
調達総量の削減効果	17 100%			14 82. 4%	1 5. 9%	2 11.8%
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	17 100%	1 5. 9%	3 17. 6%	9 52. 9%	11. 8%	11.8%
職員の意識啓発効果	17 100%	1 5. 9%	6 35. 3%	9 52. 9%	-	1 5. 9%
トータルコストの縮減効果	17 100%	-	-	13 76. 5%	2 11. 8%	2
環境配慮型製品・サービスの普及効果	17 100%	1 5. 9%	4 23. 5%	10	11. 8%	-
企業の環境意識の向上	17 100%	3 17. 5%	4 24. 3%	9 52. 4%	_	1 5. 8%

区市	件数	よく実感す	る 実感す	いえないも	しない実感	感しない医とんど実
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	23 100%	2 8. 7%	5 21. 7%	8 34. 8%	7 30. 4%	1 4. 3%
調達総量の削減効果	23 100%	1 4. 3%	3 13. 0%	9 39. 1%	8 34. 8%	2 8. 7%
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	23	4. 3%	7	10	6	0. 1%
	100% 23	0.0%	30. 4% 12	43. 5% 5	26. 1% 5	0. 0%
職員の意識啓発効果	100%	4. 3%	52. 2%	21. 7%	21. 7%	0.0%
トータルコストの縮減効果	23 100%	0. 0%	21. 7%	10 43. 5%	30. 4%	4. 3%
環境配慮型製品・サービスの普及効果			7	9	7	
	100% 23	0.0%	30. 4% 5	39. 1% 9	30. 4%	0. 0%
企業の環境意識の向上	100%	8. 7%	21. 7%	39. 1%	30. 4%	0.0%

町村	件 数	よく実感す	少し実感す	いえないも	しない実感	感しないほとんど実
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	44 100%	4. 5%	2. 3%	20 45. 5%	11 25. 0%	10 22. 7%
	44 100%	1 2. 3%	3 6. 8%	20 45. 5%	10	10
	44	2. 3%	4	21	9	22. 7% 10
職員の意識啓発効果	100% 44	_	9. 1% 7	47. 7% 19	20. 5% 9	22. 7% 9
	100% 44	_	15. 9% 2	43. 2% 21	20. 5% 11	20. 5% 10
トータルコストの縮減効果	100%	_	4. 5%	47. 7%	25. 0%	22. 7%
環境配慮型製品・サービスの普及効果	44 100%	_	6.8%	21 47. 7%	22. 7%	22. 7%
企業の環境意識の向上	44		7	20	8	9
	100%	-	15. 6%	45. 6%	18. 3%	20.5%



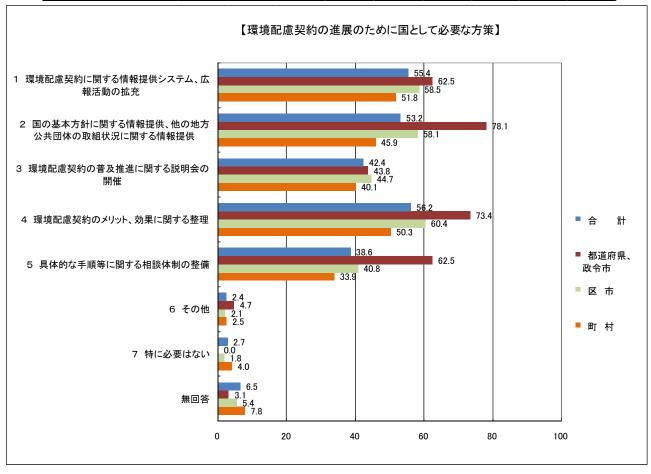


## 環境配慮契約の進展のために必要な取組

問12 環境配慮契約の進展のために、国としてどのような取組を進めるべきと考えられますか。

環境配慮契約の進展のために、国として進めてほしい取組として最も多かったのは「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理」であり、56.2%であった。また「環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充」「国の基本方針に関する情報提供、他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」の回答が半数を超えた。

		提 1	状 提 2	関 3	効 4	談 5	6	7	
		供	況 供	す	果	体			
		シ環	に [国	る環	に環	制 具	そ	特	_
		ス境	関他の	説 境	関境	の体	の	10	無
	件	テ 配	すの基	明配	す配	整 的	他	必	
		ム 慮	る地本	会 慮	る慮	備な		要	
日本の八番		`契	情方方	の契	整 契	手		は	
団体の分類		広 約	報公針	開約	理約	順		な	回
		報に	提共に	催の	の	等		い	
	数	活 関	供団関	普	メ	に			
		動す	体す	及	IJ	関			答
		のる	のる	推	ッ	す			百
		拡 情	取情	進		る			
		充 報	組報	15	`	相			
A =1	1239	687	659	525	696	478	30	34	80
숌 計	100%	55. 4%	53. 2%	42. 4%	56. 2%	38.6%	2. 4%	2. 7%	6. 5%
初送应用 北人士	64	40	50	28	47	40	3		2
都道府県、政令市	100%	62. 5%	78. 1%	43. 8%	73. 4%	62. 5%	4. 7%	_	3. 1%
区市	571	334	332	255	345	233	12	10	31
	100%	58. 5%	58. 1%	44. 7%	60. 4%	40. 8%	2. 1%	1. 8%	5. 4%
	604	313	277	242	304	205	15	24	47
町村	100%	51. 8%	45. 9%	40. 1%	50. 3%	33. 9%	2. 5%	4. 0%	7. 8%



## 4つの分野以外の環境配慮契約

問13 貴団体で、電力の購入に係る契約、 自動車の購入に係る契約、省エネル ギー改修事業(ESCO事業)に係る 契約、建築設計に係る契約、の4つ の分野以外に環境配慮契約に取り組 んでいる契約はありますか。

## 4 つの分野以外の環境配慮契約

団体の分類	件数	契り配 そり組 がんがん あで 約に	ない	無回
	*	るいに環る取境	·	答
Δ =1	1239	13	1126	100
合 計	100%	1.0%	90. 9%	8. 1%
都道府県、政令市	64	5	55	4
40 担 桁 宗 、 以 つ 巾	100%	7. 8%	85. 9%	6. 3%
区市	571	5	518	48
区市	100%	0. 9%	90. 7%	8. 4%
m_ ++	604	3	553	48
町村	100%	0. 5%	91.6%	7. 9%

## 国の基本方針の見直すべき点

問14 国の環境配慮契約法の『基本方針』及び『基本方針』の解説資料について、追加すべきまたは見直 すべきと思われるご提案がございましたら可能な限り具体的にご記入ください。

	問 14						
団体の分類	分野	提案の内容					
	電気	各要素の区分・配点の例について、配点の根拠、考え方を明記して欲しい。					
都道府県 政令市	自動車	(国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針関連資料について) 「エ.「選定方法」③評価値が基準評価値を下回っていないこと。」は②に含まれるので、削除して欲しい。加算点の満点の決め方が曖昧なので明確な基準を記載して欲しい。加算点、評価値、入札価格点の有効数字を明示して欲しい。					
市区町村	全体	用語の定義の充実(資料等の巻末に一覧表を掲載するなど)。					
	自動車	評価システムについてソフトをダウンロードできるようにしたらどうでしょうか。					

## 環境配慮契約全般に関する意見、要望等

問 1 5 環境省 HP で情報提供してほしいことなど環境配慮契約全般に関するご意見、ご要望、今後の課題等がございましたら自由にご記入ください。

	問 15								
団体の分類	ご意見、ご要望、今後の課題								
	環境配慮契約で、国の機関等が実施した事例や推進計画が公表されていないので公表して欲しい。								
如关点目	環境配慮契約をすることによる効果や、そのために設定する指標がわかれば具体的な作業に入りやすいのではないか。								
都道府県 政令市	国の取組状況(仕様の内容、実績等)。他の地方公共団体の取組状況(仕様の内容、実績等)の情報提供。類似施策を								
נוו נד אַע	方針として打ち出している場合の対応について、整理が必要である。								
	各電気事業者の温室効果ガス排出係数。								

(電力) 電気事業者のCO2排出係数を遅くとも次年度の秋までには公表するようにお願いしたい。

(自動車)本県では、現在加算点の満点の決め方を「環境省が財務省に示した基準」により算出している。その際に使用している燃料価格費を毎年度提示していただきたい。加算点の満点を「目標値から加算点を設定する場合」にすると、燃費に差が無い場合、非常に低い満点となり、価格で落札者が決定されるため、総合評価落札方式を採用する事が余分な負担となる。今まで、総合評価落札方式を2件実施したが、燃費に差が無く購入金額に差がある場合ではトータルコストの高い自動車を購入する事となった事例がある。こうした場合に、出納部局や財政部局に対する説明資料があると説得しやすい。

先進地方公共団体の取組状況の情報提供。自動車の総合評価落札方式の評価式の考え方等制度設計の根拠理由の教示。

発電にかかるCO2排出係数は毎年変化する上、地域によっても異なる。本市の評価基準は国の配点表を参考にしているので、毎年適用する配点表を地域別にわかるよう、ウェブページに記載してほしい。

方針策定事例の紹介。環境配慮契約の実施実績。

	問 15
団体の分類	ご意見、ご要望、今後の課題
	コピー用紙、トイレ紙はリサイクル品を購入。
	物品(事務用品)の購入にかかわる契約。
	仕様書に環境配慮に関する事項を記載。(例)ディーゼル車規制適合車による配送の記載。古紙配合率に関する記載。
	観光バスの環境性能表示制度に関する記載。
	グリーン電力証明システムによる発電業務委託。庁内施設が使用する電力の一部を自然エネルギー利用の電力とする。
	平成 18 年度から導入しており、本庁舎で使用している電力年間約 300 万 kwh のうち最大 100 万 kwh までの電力を自然
	エネルギーにより供給し環境への負荷を低減する。
	総合評価方式の評価の部分で、グリーン購入ネットワークの加入を項目の一つに設定している。
	文具類や公共工事を主とした 12 分野 157 品目でグリーン購入に取り組んでいる。(内訳) 紙類 8 品目、文具類 56 品目、
	オフィス家具等 7 品目、〇 A 機器 7 品目、家電製品 5 品目、エアコンディショナー等 2 品目、温水器等 4 品目、照明 3
	品目、自動車等3品目、設備3品目、公共工事56品目、役務3品目。
	自動車の購入でハイブリッドカーにしている。
	PPC用紙の購入。
	地方自治体における環境配慮契約の具体的な実施例など、実務的に参考となる情報を提供してほしい。
市区町村	グリーン購入法との違いが良く分からない。法令等は多く出来るものの、現場サイドとしては、理解できておらず、起
	動出来ていない自治体が多いのが現状ではないかと考える。
	ある程度の競争相手がいるところでの話かと思われますので、地方ではなかなか取り組みは進まないのが現状ではない
	でしょうか。
	すぐにクリック出来る場所にトピックスを置いて欲しい。
	このようなアンケートは、環境部局が回答することになりますが、グリーン購入と比較して環境配慮契約については、
	総務・契約担当課の果たす役割や権限が大きくなります。しかし、総務・契約担当課は、環境省から来る通知は環境部
	局へ回送してしまうなど、関心が低いことは事実です。今後、このようなアンケートは、グリーン購入のアンケートと
	は別途発送し、さらに「総務・契約担当課で回答する」よう明記してみてはどうでしょうか。また、電力購入について
	も、東京電力(関東地方の場合)以外での電力購入などという選択肢自体持ってない地方公共団体が多いことや、公用
	車についてもグリーン購入方針を徹底すること自体が困難である地方公共団体が多いことなども挙げさせていただき
	たいと思います。※問5-3の回答の補足にもなりますが、公用車購入は、地元ディーラーへ発注することになります
	が、環境配慮型契約を行うと、軽自動車1BOX型はA社、1300-1500ccライトバンはB社というように数
	年間(モデルチェンジまで)は購入先が固定される恐れがあるかも知れません(価格と環境性能をどう換算するかにも
	よりますが)。電気、建築工事よりも実施は簡単そうで難しいのではないでしょうか。

勉強不足のため、このアンケートに関する知識を有しておりませんでしたが、ただ当役場では、これまで数年間職員によるエコ運動推進活動を実施していて、職場内のあらゆる事柄に目を向け、資源・エネルギーの軽減に努めています。そのせいかも数値ではっきりと表れていますので、環境への配慮という認識は各職員に植え付けられているはずです。今後もこの活動を進めると共に、環境配慮契約法についても学習し、更に効果を上げていければと考えます。

環境配慮契約によってコスト増が見込まれる場合、予算確保がネックとなるため、当該契約法で契約したことによる環境配慮実績(例えば、CO2削減効果など)によって、翌年、貢献度に対する補助金が受けられるなど、メリットがあると導入しやすいと思う。

環境配慮契約法の方針は、どのような形式で作成すべきなのかが分かりづらい。

環境配慮契約全般に関して、基本方針に契約方法を採用するためには、現状の契約方法を抜本的に見直す必要があり、また契約締結に至るまでのプロセスが複雑になるため迅速性が失われる可能性がある。その他、コスト面で従来の契約方法よりも不利になることも多いと思われるため、財政事情が厳しい中、これらの契約方法を採用することは難しいのが実情である。

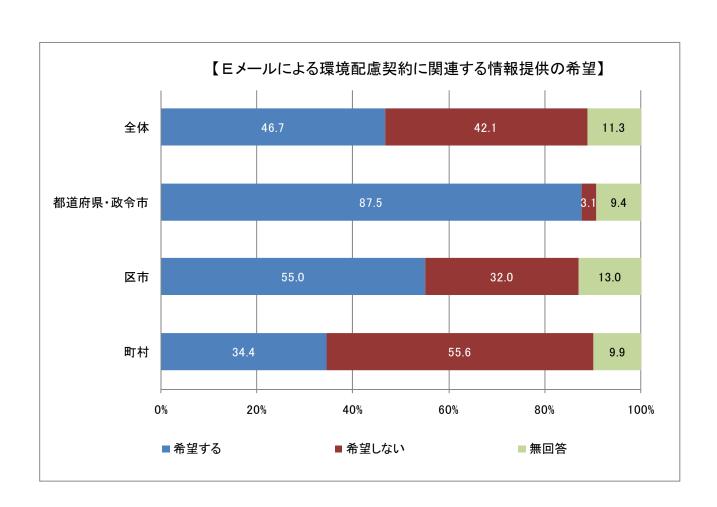
自動車契約に関して入札結果の比較と簡単に行えるフォーマットの提供。

## 情報提供の希望の有無

問16 Eメールによる環境配慮契約に関連する情報提供を希望しますか。

環境配慮契約に関連する情報提供を希望するという回答が 46.7%となっているのに対し、希望しないという回答が 42.1%とほぼ同等の割合となった。規模別でみると、都道府県・政令市は87.5%が希望するとしており、希望しない都道府県・政令市は少数である。また、町村では希望しないという回答の割合の方が多かった。

団体の分類	件数	希望する	希望しない	無回答
合 計	1239	578	521	140
	100%	46. 7%	42. 1%	11. 3%
都道府県、政令市	64	56	2	6
<b>都</b>	100%	87. 5%	3. 1%	9.4%
区市	571	314	183	74
נוו אַ	100%	55.0%	32. 0%	13.0%
++	604	208	336	60
町村	100%	34. 4%	55. 6%	9.9%



# 公表されている契約方針のURL

都道府県	市区町村	URL
福島県	只見町	http://www.tadami.gr.jp/kankyou/kiko/ondanka.pdf
埼玉県	宮代町	http://www.town.miyashiro.saitama.jp/www/wwwpr.nsf/0/4b8baa2496beba7549256cd9002068f8?opendocument
東京都		http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/green-guide/index.htm
神奈川県		http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/41/kihon.html
神奈川県	横浜市	http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/ondan/denryoku/
神奈川県	川崎市	http://www.city.kawasaki.jp/30/30titan/denryoku/index.htm
長野県	松本市	http://www.city.matsumoto.nagano.jp/tiiki/matidukuri/kankyojoho/earth
		/ClimateActions_1/files/ondanka-bousikeikaku.pdf
愛知県		http://www.pref.aichi.jp/000004115.html
愛知県	名古屋市	http://www.city.nagoya.jp/jigyou/nyusatsu/nagoya00054495.html
滋賀県		http://www.pref.shiga.jp/k/eco/gp/index.html
大阪府		http://www.epcc.pref.osaka.jp/green/gaiyou.html
大阪府	大阪市	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html
大阪府	堺市	http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_kanto/sossen/electric.html
兵庫県	神戸市	http://kouhou.city.kobe.jp/information/2008/07/20080730ev01.pdf
奈良県		http://www.eco.pref.nara.jp/keikaku/kankyouhairyo.pdf
宮崎県		http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/